

平成19年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成19年12月5日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 12号 専決処分の承認について（平成19年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号））
- 第 6 議案第101号 字の区域及び名称の変更について
- 第 7 議案第102号 町道路線の認定について
- 第 8 議案第 83号 四万十町商工業振興条例について
- 第 9 議案第 84号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 85号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 86号 四万十町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 87号 四万十町公営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 88号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 89号 平成19年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第 90号 平成19年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第 91号 平成19年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第 92号 平成19年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第 93号 平成19年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第 94号 平成19年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第

2号)

第20 議案第 95号 平成19年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第21 議案第 96号 平成19年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

第22 議案第 97号 平成19年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第23 議案第 98号 平成19年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算(第1号)

第24 議案第 99号 平成19年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算(第1号)

第25 議案第100号 平成19年度四万十町水道事業会計補正予算(第1号)

第26 陳情・請願

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

~~~~~

出席議員(25名)

1番	吉村アツ子君	2番	岡峯久雄君
3番	弘瀬則彦君	5番	山岡義正君
6番	緒方正綱君	7番	橋本保君
8番	山上利嗣君	9番	岩井優之介君
10番	田邊哲夫君	11番	松下和孝君
12番	林健三君	13番	酒井祥成君
14番	下元昇君	15番	竹内常喜君
16番	田邊幹男君	17番	戸田健彦君
18番	堀本伸一君	19番	梶原政利君
20番	田邊客子君	21番	牧野利恵子君
22番	味元和義君	23番	宮地章一君
24番	氏原郭君	25番	宮崎南海男君
26番	池本公夫君		

~~~~~

欠 席 議 員（１名）

４番 島 岡 幹 夫 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長       | 前 田 哲 生 君 | 副 町 長     | 甲 把 英 一 君 |
| 副 町 長     | 高 瀬 満 伸 君 | 総 務 課 長   | 浜 田 好 清 君 |
| 総務課副課長    | 敷 地 敬 介 君 | 総務課副課長    | 樋 口 寛 君   |
| 企 画 課 長   | 武 内 文 治 君 | 管財契約課長    | 佐 竹 節 文 君 |
| 税 務 課 長   | 山 本 靖 君   | 町民環境課副課長  | 田 辺 卓 君   |
| 健康福祉課長    | 岡 林 寿 男 君 | 農林水産課長    | 渡 部 睦 君   |
| 林 業 政 策 監 | 田 辺 由喜男 君 | 商工観光課長    | 森 芳 明 君   |
| 建 設 課 長   | 武 市 逸 夫 君 | 上下水道課長    | 伊 藤 哲 郎 君 |
| 会計管理者     | 永 井 立 一 君 | 教 育 委 員 長 | 中 岡 全 君   |
| 教 育 長     | 水 間 淳 一 君 | 教 育 次 長   | 長谷部 文 男 君 |
| 学校教育課長    | 掛 水 誠 幸 君 | 生涯学習課長    | 山 本 弘 光 君 |
| 農業委員会長    | 林 幸 一 君   | 代表監査委員    | 奥 宮 敏 男 君 |
| 総務課財政班長   | 森 本 吉 彦 君 |           |           |

大正総合支所

|            |           |        |           |
|------------|-----------|--------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 清 水 正 一 君 | 町民生活課長 | 柴 久 幸 君   |
| 大正診療所事務長   | 林 正 憲 君   | 産業建設課長 | 下 藤 広 美 君 |

十和総合支所

|            |           |              |           |
|------------|-----------|--------------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 林 伸 良 君   | 町民生活課長       | 杉 内 和 一 君 |
| 産業建設課長     | 岡 本 順 一 君 | 十和医療福祉センター所長 | 酒 井 正 君   |

～～～～～～～～～～～～～～～～

事 務 局 出 席 者

|        |           |     |           |
|--------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長 | 今 村 茂 君   | 次 長 | 西 谷 典 生 君 |
| 書 記    | 竹 内 寛 子 君 |     |           |

～～～～～～～～～～～～～～～～

午後 9 時 2 9 分 開会

○議長（味元和義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 2 5 名であります。定足数に達しておりますので、平成 1 9 年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に 4 番島岡幹夫君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、1 0 番田邊哲夫君及び 2 4 番氏原郭君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、過日の 1 2 月 3 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） おはようございます。

一昨日の議会運営委員会によりまして、お手元に配付いたしております会期日程を決定しております。1 日目から 9 日間の日程になっております。

なお、先ほど議長の方から申されましたが、6 日に全員協議会を開き、執行部からの申し入れもありまして、議案内容について審議をいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上の予定で行いたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告は、本日の 1 2 月 5 日から 1 2 月 1 3 日までの 9 日間であります。

お諮りします。

第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、第４回定例会の会期は、本日から１２月１３日までの９日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

町長から、地方自治法第１８０条第１項の規定により、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について専決処分をした旨、同条第２項の規定により報告がっております。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第１９９条第４項並びに同法同条第２項の規定による、定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第２３５条の２、第３項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第１１９条、議員の派遣について、その結果を報告します。

平成１９年１０月９日に中土佐町立文化会館で開催されました平成１９年度県道窪川中土佐線、窪川船戸線改良促進期成同盟会総会に、竹内建設委員長が出席しました。

平成１９年１０月９日から平成１９年１０月１０日に徳島県鳴門市文化会館ホールで開催されました第４８回四国地区町村議会議長会研修会に、味元議長、酒井副議長、田邊委員長が出席しました。

平成１９年１０月２３日から平成１９年１０月２５日に東京都北区防災センター、静岡県熱海市自主防災組織、新潟県小千谷市地震被災地を、総務常任委員会と建設常任委員会が行政調査及び視察研修を行いました。

平成１９年１０月２７日から平成１９年１０月２８日に熊本県山鹿市で開催されました姉妹都市交流事業のふるさとじまんまつりに、味元議長、弘瀬議員、竹内議員が出席しました。

平成１９年１０月２８日から平成１９年１０月３０日に滋賀県長浜市の海洋堂フィギュアミュージアム黒壁、長野県白馬村の重要伝統的建造物群保存地区、長野県栄村の広域行政村単事業下駄履きヘルパー等を、教育民生常任委員会と産業常任委員会が行政調査及び視察研修を行いました。

平成１９年１０月３１日に高知県立県民文化ホールで開催されました平成１９年度トップセミナーに、味元議長、酒井副議長、山上委員長、田邊委員長、松下委員長、竹内委員長、山岡委員長が出席しました。

平成１９年１１月６日に高新文化ホールで開催されました平成１９年度議会広報研修会に、牧野委員長ほか委員５人が出席しました。

平成１９年１１月１０日に高知市で開催されました平成１９年度ふるさと大正会に、味元議長、宮崎議員が出席しました。

平成１９年１１月２５日から平成１９年１１月２６日に岡山県高梁市で開催されました姉妹都市交流事業の風ぐるまフェスタ２００７ in うかんに、味元議長、松下議員、林議員、氏原議員が出席しました。

平成１９年１１月２８日から平成１９年１１月２９日に東京都内の高知県アンテナショップ高知屋、埼玉県環境科学国際センターで、高岡郡町村議会議長会県外行政視察研修が行われ、味元議長、酒井副議長が出席しました。

平成１９年１１月３０日に東京都のＮＨＫホールで開催されました第５１回町村議会議長全国大会に、味元議長、酒井副議長が出席しました。

次に表彰者について報告します。

平成１９年１０月１０日に徳島県鳴門市文化会館ホールで第４８回四国地区町村議会議長会研修会の中で自治功労者表彰式が挙行され、議会議員１９年以上で田邊哲夫議員が表彰されました。表彰の内容は「表彰状、あなたは町村議会議員として２０年の長きにわたり地方自治の振興・発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成１９年１０月１０日、四国地区町村議会議長会会長島崎勝弘」で表彰されました。まことにありがとうございます。議長会の件につきましてもお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第４ 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） おはようございます。

早くも師走の侯となりまして、何かと気ぜわしくなっておりますけれども、本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、平成１９年１２月町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、9月定例議会以降の主要な行政運営等に関しまして、以下5点についてご報告を申し上げます。

まず、ケーブルシステムの導入についてでございます。

全町内にケーブル網を整備するケーブルシステムの住民説明会は、町内の50地区で開催し、約800名の住民の参加をいただきました。また、実際のケーブルテレビの運営を理解していただけるよう、十和ケーブルのスタジオ見学ツアーや、町広報誌10月号にケーブルシステムの特集記事を掲載するなどの取り組みも行いましたが、住民説明会の参加者は、十和地区を除く全世帯の10%と低調でございまして、特に窪川の街分を中心とした市街地の参加者が少ない現状でございました。

11月には、ケーブルシステムの事業化についての住民の意見を集約するためのアンケートを実施しました。対象者は窪川地区、大正地区の世帯主で、無作為抽出による2,000世帯に対して郵便により行ったところでございまして、詳細については別途議員協議会にご報告申し上げますが、回収率は32.7%で、回収率の高い地区は大正東部地区で45.7%、大正中部地区が43.3%、低い地区が興津地区で19.5%、郷分地区で27.7%となっております。郵便アンケートの場合、統計上の平均値は25%から35%でございしますので、アンケートの信憑性は一定確保されたものと考えております。

ケーブルテレビに加入すると答えた割合は63%でございまして、地区別の加入希望割合は、高い地区が松葉川地区で77.4%、大正東部地区で70.3%、低い地区が興津地区で50%、街分地区で53.9%となっております。わからないと回答した方で、災害情報や役場からのお知らせ、議会中継などを希望する潜在的な加入希望者が相当数見受けられます。

これまで住民説明会などで、住民意向調査による加入希望割合を、おおむね50%から70%をケーブルシステムの事業化判断材料とする旨の発言を行ってきました。6月定例会の行政報告で、ケーブルテレビによる町内全域整備を表明したところでございますが、それ以降の住民説明会での町民の多様な意見や、住民アンケートの結果を踏まえ、ケーブルシステムの全町整備を導入することを最終判断すべき段階となっております。事業費の見込みや整備手法の検討等、その他具体化を図りますため、四万十町ケーブルシステム基本設計作成業務委託事業の関連予算を12月補正予算に計上いたします。平成20年度の国の予算案が12月末には示される予定でございまして、地域格差是正の方向で、財政力の弱い市町村について交付率の割合を高める動きも出てきております。平成20年度事業

に係る総務省の一次ヒアリングが1月に予定されておるところでございます、有利な国の支援をタイムリーに受けることができるよう、基本設計や実施設計等の準備を早める必要があろうと考えておるところでございます。

次に、学校適正規模・適正配置等検討委員会答申についてご報告を申し上げます。

本年5月30日に設置した四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会から教育委員会に対し、去る11月1日に答申がありましたので、その概要についてご報告をいたします。

現状と課題では、18小学校中15校は複式学級を編成すべき過少規模校に該当し、中でも6校が完全複式、つまり、3学級編成であるなど、多様な教育的取り組みが制約される状況になっており、中学校では窪川中を除く5校が過少規模校に該当し、うち、大正中学校を除く4校では各学年で20人を下回り、中学校で行うべき教育活動に制約が生じる場合が多いと整理をされております。

本町における適正規模に関する基本的な考え方として、1つは、小学校は複式学級が解消され、安定して単式学級が編成できる規模、2つには、中学校は多様かつ効果的な教育活動を展開できる最低限度の規模を、四万十町として望ましい学校規模と位置づけて、小学校では1学級10人以上、1学年1学級以上を、中学校では1学級20人以上、1学年1学級以上を適正規模としております。

適正配置につきましては適正規模に再編することを基本に検討することとし、再編の手法として、通学区域の見直し、学校統合、学校統合と校区の見直しの併用、小中一貫校を挙げ、通学時間や地域特性等を考慮して適正配置を進めることとしております。

適正規模・適正配置への具体的な方策としては、学校適正配置案の全体像を早急に提示すべきとしており、実施手順については、望ましい学校規模に満たないすべての学校を対象に、望ましい学校規模に再編することを目標に、平成20年度から地域等の合意形成に努めるとする全体的な取り組みと、一方、平成24年度までに養護教諭・学校事務職員配置基準に満たない小学校、つまり、全校児童が20人未満を対象に、3年以内を目途に統廃合を進めるという早急に対応すべき取り組みについて答申がなされました。

町としては、今月中にも町長部局・教育委員会事務局の横断的な学校適正配置等推進本部を設置し、学校適正規模・適正配置推進案の策定に取り組み、新年度早々にも条例による学校適正配置等推進審議会（仮称）でございますが、これに諮問し9月にも答申をいただけるよう最大限の取り組みを進めてまいります。

なお、後刻、議員協議会をお願いしておりますので、答申書等を配し、ご説明申し上げることにいたしておりますので、ご了承をいただきたいと存じます。

次に、四万十町総合振興計画前期実施計画についてでございます。

四万十町第一次総合振興計画につきましては、さきの6月定例議会で議決をいただき、それ以降、この計画の前期計画としての実施計画を取りまとめ、別冊のとおり策定いたしました。

策定に当たりましては次のことを前提に作業に取り組んでまいりましたが、1つには、基本計画で定めた施策を計画的かつ効率的に実施すること、2つには、計画期間は平成19年度から23年度までの5カ年とし、1年ごとに見直しを行うこと、3つには、毎年度の予算編成や事業実施の指針となること、4つには、担当部署と数値目標を明確にし、住民・議会・職員が評価できる内容とすること、以上の4点でございます。

策定に当たりましては、各課等から施策別に事業ごとの計画書の提出を募り、9月中旬にその集計をもとに施策ヒアリングを実施し、費用対効果を考慮した実効性の高い行政運営を推進する計画にするために、事業の位置づけや優先順位を明確にした計画といたしました。

優先順位につきましては事業をA B Cの3ランクに区分し、Aランクに位置づけた事業を必須事業として、その総事業費は今回あわせて策定しました中期財政計画と整合性を持たせたものにいたしております。

今後は、この計画で定めました事業の一つ一つを各課等が精力的に取り組んでいきますとともに、住民・議会・行政が対等の立場で参画する行政評価システムを確立し、評価の結果を次年度以降の計画の見直しに反映させることで、基本構想で定めましたまちづくりの理念と目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、後期高齢者医療の被保険者負担についてご報告を申し上げます。

県内35市町村で構成する高知県後期高齢者医療広域連合は、このほど来年4月からスタートする後期高齢者医療制度で対象の75歳、ただし、一定の障害のある人は65歳以上となりますが、高齢者が負担する平成20、21年度の保険料案を発表し、11月27日開催の同広域連合議会で関係条例案が可決されました。保険料は医療給付費の1割でございます。均等割額と所得割額の合計額となり、原則として全員が納めることとなります。これまで、被用者保険に加入している子供などの被扶養者となっていたため、保険料を負担していなかった者については、激変緩和の観点から、制度に加入したときから2年

間均等割額を５割軽減し、また所得割額は付加されません。

なお、平成２０年度については、４月から９月までの６カ月間は保険料を徴収せず、１０月から平成２１年３月までの６カ月間は、均等割額を９割軽減する措置がされることになっております。

広域連合の保険料案では、県内平均額は年額６万３,３６７円、月額にいたしますと５,２８０円でございますが、対象者のほぼ半数が最低額の年額１万４,５７０円、月額にいたしますと１,２１４円になる見込みでございます。保険料率は、県内では原則として均一となるよう設定されますが、１人当たりの老人医療費が県内の平均老人医療費に対して一定割合以上低い市町村では、不均一な保険料設定ができることとなっておりまして、本町の老人医療費は県平均より２１．３５％低いため、平成２０、２１年度の本町の保険料の平均額は県平均よりも２万２,２１５円低く設定され、年額４万１,１５２円、月額に置きかえますと３,４２９円となりまして、最低額は年額１万３,０１５円、月額で１,０８４円となり、全被保険者の５４％が最低額の負担となる見込みでございます。この措置は、平成２２年度から段階的に引き上げ、２６年度に全県で統一されることになっております。

制度発足時点の被保険者数は４,４７８人でございまして、保険料軽減対象者数は、前述の７割軽減者が２,４１７人、全体の５４％となり、５割、２割軽減者もあわせると全体の約６５％が軽減対象となる見込みでございます。今後とも制度や保険料についての周知徹底に努め、混乱のないスタートにつなげてまいりたいと存じます。

最後に、高梁市、山鹿市との友好都市の再提携についてでございます。

平成１９年１０月６日に熊本県山鹿市において、岡山県高梁市と熊本県山鹿市、本町の議会関係者や市長らが約３０人出席いたしまして、友好都市の再提携調印が行われました。

この交流につきましては、合併前の旧鹿本町と旧有漢町、旧大正町の３町がシンボルとして設置しております「石の風車」の縁により、平成１１年１１月１１日に姉妹町として盟約書を取り交わし、それぞれの町のイベントで郷土芸能等の共演や特産品の出展、児童・生徒の訪問等、さまざまな分野での交流を活発化し、友好関係を深めてまいりました。

今回合併により新しく誕生しました市、町が引き続き交流の推進を確認し、新市、町として友好都市の盟約書に調印をしたところでございますが、早速１１月には山鹿市の「ふるさとじまんまつり」、及び高梁市の「風ぐるまフェスタ」へ当町の訪問団を派遣する一方、「第１回西部地区産業祭」に両市からご来町いただき、それぞれ郷土芸能の披露、物産の

展示販売、交流会の開催などを通じ交流を深めたところでございます。

今後も、これまでのきずなをもとに、各分野でさらに幅広い交流ができるよう、恒久的な友好関係を促進していきたいと考えております。

以上をもちまして私からの行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで行政報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） これより議案を順次提案いたします。

日程第5 承認第12号及び日程第6 議案第101号から日程第7 議案第102号の3議案を提案説明、審議、採決後、日程第8 議案第83号から日程第25 議案第100号までの18議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日を予定しております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5 承認第12号専決処分の承認について、平成19年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第6 議案第101号字の区域及び名称の変更について、日程第7 議案第102号町道路線の認定について、以上、承認第12号及び議案第101号から議案第102号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、承認第12号専決処分の承認についてでございます。

本議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付した、平成19年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の定めるところによりご報告いたしますとともに、議会の承認を求めようとするものでございます。

この補正予算につきましては、診療所の医師が9月から12月末まで休職することとなり、診療業務に重大な支障を来しますために、代診医師による対応を行うこととし、報償費について増額を行ったものでございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第101号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申

し上げます。

本議案につきましては、窪川西部地区県営中山間地域総合整備事業で整備を実施しております西原・窪川地区において、平成18年2月27日付で計画変更が確定をした結果、字の区域及び名称の変更の必要が生じたもの、七里地区県営経営体育成基盤整備事業で整備を実施しております川ノ内地区において、平成16年2月10日付で計画変更が確定した結果、字の区域及び名称の変更の必要が生じたもの、さらに中山間地域総合整備事業で、十和中部地区の区画整理を行った結果、字の区域及び名称に変更が生じたもの、また、国土調査法に基づく地籍調査を実施したことによりまして、見付地区、金上野地区、西原地区、床鍋地区及び影野地区の字の区域と名称の変更を行う必要が生じたものでありまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案102号町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、整理番号655から658の4路線の町道認定議案でございます。

本4路線は漁業集落環境整備事業により、近い将来確実に発生されると予測される南海・東南海地震の津波等自然災害から人命を守るための避難広場と集落とを結ぶ道路でございます。完成済みの小室避難路1号線、2号線と本年度より工事实施の浦分避難路1号、2号線でございます。今後は町道に認定し維持管理を行うものでございます。

以上3議案について提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今、町長から説明を受けました専決処分の、国保の大正診療所についてお伺いをしてみたいと思います。

今、提案説明でありましたように、今回、歳出で209万円の増額補正であります。大正診療所の医師が病休ということで、ずっと今医師が派遣されている状況であるわけですが、今の提案では、9月から12月までの補正ということでございますが、病休の先生、1月から完全に復帰される見込みなのかどうなのか、あわせて、条例見てませんが、病休

ということになってくると、給料の面でずっとそのままの支給になっていくのかどうか、条例上の規定といいますか、いつまで正規の給与をやるのか、それ、ちょっとわかりませんが、病休でずっと1年、2年そのままの状態、そのまま給料を与え続けるのかどうか、そこら、条例、今探してわかりませんので、どういう規定になっているのか、おわかりいただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） お答えいたします。

9月3日から12月1日までが病気休暇期間でございまして、90日ですかね、それから、12月2日からが休職という形でございます。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） 休職者の給与の支給関係についてご説明を申し上げます。

先ほど、事務長の方から答弁申し上げました病気休暇の90日間につきましては、当然100%の給与が支給されるわけですが、90日を超過しました後、休職になりますと、給料、それから扶養手当といったものについて8割の支給がですね、1年間の範囲支給されるという規定になっております。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 先ほど、大正診療所の林事務長の方からご報告を差し上げましたけれども、山本先生につきましては、一応今月いっぱい静養という届け出が出ております。かなり症状も回復をしておりますけれども、もうしばらく静養をとっていただきまして、来年1月から職場復帰をしていただくという予定になっております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第12号専決処分の承認についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

承認第１２号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、承認第１２号専決処分の承認についてはこれを承認することに決定しました。

これより議案第１０１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０１号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

議案第１０１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０２号町道路線の認定についてを採決します。

議案第１０２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０２号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第８ 議案第８３号四万十町商工業振興条例について、日程第９ 議案第８４号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第１０ 議案第８５号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第１１ 議案第８６号四万十町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、日程第１２ 議案第８７号四万十町公営住宅条例等の一部を改正する条例について、

て、日程第 13 議案第 88 号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、以上、議案第 83 号から議案第 88 号までの 6 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、まず、議案第 83 号四万十町商工業振興条例についてから、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、地域資源を生かした産業振興と、雇用拡大が最重要課題となっておりまして、農業においては、過疎・高齢化や農産物の価格低迷など厳しい中、農業基盤の整備、特徴ある農産物の生産等、環境と調和した環境保全型農業の推進、女性グループなどの手作り商品の加工・直販体制の整備等を中心に取り組んでおり、林業においては、町の 87% を占める森林資源を活用し、林業振興を図るため、四万十式作業路を普及推進し、また、特用林産物では、クヌギ原木を十分に利活用し、生産物の増産を目指し取り組みを行っております。

雇用対策としては、地域雇用開発促進法に規定する地域雇用創造計画を策定、厚生労働省に申請を行い、9 月 28 日付で、地域雇用創造推進事業が採択となりました。

本計画は、森林資源利活用とグリーンツーリズムの推進により、雇用機会の創出を図ろうとするものでございまして、四万十町地域雇用創造協議会を事業主体とし、本年度から 3 年間で 70 人前後の雇用創造を目指し、1 月から事業実施に向け取り組んでまいります。また、四万十町産業振興連絡会も新たに設置し、5 つの専門委員会により、総合的な産業振興を図ろうとしております。

しかし、町の商工業を見てみますと、近年大型量販店がいくつも進出をし、窪川・大正・十和地区ともその影響を受け、厳しい状況に置かれておりまして、特に窪川地区の商店街は空洞化が目立っております。その背景としては、大型量販店の進出によるものだけでなく、道路・交通網の整備、消費者のニーズの多様化、ライフスタイルの変化等によって、消費者の町外流出も原因の一つであろうと存じます。また、商店街を支えてきた商店街組織の高齢化や、未加入店の増加、あるいは後継者不足なども大きな原因と考えられます。

町としては、こうした状況を踏まえまして、商工業の振興を総合的に図るため、この商工業振興条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容につきましては、商店街の活性化や、大型量販店の対策としての事業として、中小小売商業者が共同店舗を設置する商店街近代化事業、商店街の照明、カラー舗装、駐

車場、イベント用施設等を設置する商店街環境整備事業、商店街の空洞化対策として、空き店舗をギャラリー・イベントホールや商店の新規開業者に対して、改修費や地代、家賃補助を行う空き店舗活用事業、商店街活動を強化するための販売・促進活動等を行う場合の商店街の活動強化事業、公害を防止・除去する施設を設置する公害防止施設設置事業、廃棄物を処理する施設を設置する廃棄物処理施設設置事業、福利厚生のための宿舍、保健衛生施設等を設置する厚生施設設置事業、製品の宣伝・販路拡大及び地場産品等の技術向上のために行う販路拡大技術向上事業、人材育成事業、技術開発・研究開発、起業・創業活動事業、中小企業者等が新たに産業を創出するために行う新産業創出支援事業、町内へ誘致する中小企業の情報の提供及び誘致対象企業との仲介を行うための企業誘致促進事業、町内へ工場の新設及び増設をする場合に、固定資産税の収納額を助成する工場設置事業。以上、13の事業に対する助成が中心でございますが、規則を含めて、今後細部についての検討が必要となろうかと思っておりますので、その点をご理解いただきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第84号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、高知県人事委員会の勧告に基づき、給料表の改定並びに子等に係る扶養手当の額の改正を、平成19年4月1日にさかのぼって行おうとするものでございます。

まず、給料月額の改定につきましては、初任給を中心に若年層に限定した改正となっております。行政職給料表の1から3級、医療職給料表1の1級から2級、医療職給料表2の1から4級、医療職給料表3の1から4級について改定を行うものでございます。

全会計の給与改定対象者数は87名で、平均改定率は、0.13%となっており、改定に係る予算総額は161万6,000円となる見込みでございます。

なお、改定後の一般行政職の初任給は、高校卒で現行の13万8,400円が14万100円となり、1,700円の増額、大学卒では現行の15万9,700円が16万1,600円となり、1,900円の増額となります。

次に、扶養手当につきましては、少子化対策の推進等に配慮し、子、父母等の扶養親族1人について、現行の月額6,000円から6,500円に引き上げを行うものでございます。

続きまして、議案第85号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、健康保険法の一部を改正する法律が平成18年6月21日に、また国民健康保険法施行例等の一部を改正する政令が平成19年10月31日に公布され、それぞれ一部を除き、平成20年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

今回の制度改正は、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で、年額18万円以上の年金受給者、ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年額受給額の2分の1を超える場合は除かれますが、これについて、当該年金支給時に特別徴収しようとするものでございます。

条例改正の主な内容につきましては、特別徴収の規定、特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の納入義務等の規定を設けたこと、また、被保険者資格喪失等の場合の通知、特別徴収対象被保険者等に係る仮徴収の規定を定めたことなどとなっております。

続きまして、議案第86号四万十町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、四万十町が所有する法定外公共物の中で、公共の用に供する必要がないと判断した物件について、順次用途廃止を行うために今回改正をしようとするものでございます。

続きまして、議案第87号四万十町公営住宅条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

町営住宅につきましては、住宅に困窮する低額及び中堅所得者に対しまして、安価な家賃で供給する住宅でございまして、入居者は少なくとも四万十町条例の規定する入居資格を満たし、現に入居いたしております。

今回の改正につきましては、暴力団員は暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について、本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入については、一般に犯罪の発覚や没収をまぬがれるために隠匿が図られ、または資金源として、その属する暴力団に移転されるものでありますため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと、また、他の市町村では、暴力団員による市町村営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恐喝等、さまざまな問題が発生している状況となっており、町営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安定と平穏を確保する上で看過できないものとなっておりますことから、今回の改正により、暴力団排除に関する条文を追加しようとするものでございます。

続きまして、議案第 88 号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、昭和 38 年に木造により建設された大奈路中学校教職員住宅が、老朽化により今後教職員の入居ができないため、本条例から削除し、普通財産に切りかえをしようとするものでございます。

以上、一括提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 83 号から議案第 88 号までの 6 議案につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査、研究をした後に、後日改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号から議案第 88 号までの 6 議案につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査、研究をした後に、後日改めて行うことに決定しました。

ただいまより、10 時 35 分まで休憩とします。

午前 10 時 21 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 14 議案第 89 号平成 19 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 15 議案第 90 号平成 19 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 16 議案第 91 号平成 19 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 17 議案第 92 号平成 19 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 18 議案第 93 号平成 19 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 19 議案第 94 号平成 19 年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 20 議案第 95 号平成 19 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 21 議案第 96 号

平成19年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第22 議案第97号平成19年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第23 議案第98号平成19年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第1号）、日程第24 議案第99号平成19年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第1号）、日程第25 議案第100号平成19年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第89号から議案第100号までの12議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、引き続きまして提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議案第89号平成19年度四万十町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、各費目に計上しております一般職に係る人件費の更生及び各事業の進捗に伴い、内容等の再検討を行いますとともに、普通建設事業費、物件費、扶助費等の追加計上を行ったことが主なものでございます。

人件費につきましては、高知県人事委員会勧告に基づいた、若年層に限定した給料表の改正及び子等に係る扶養手当の引き上げ、当初予算において、財源不足対策の一環として減額計上しておりました一般職給3%並びに共済費の復元、さらに職員の異動等に伴う給与等の組みかえ、育児休業及び病気休職等による減額、また、実績見込みによる各種手当の見直し等によりまして、各費目で精査を行いました結果、給与改定の影響分として270万3,000円増加いたしました。退職手当初め、その他の減額調整幅が大きく、最終的には特別職及び一般職の人件費総額で2,932万8,000円の減額補正となっております。

次に総務費におきましては、各種基金の運用利率の変更に伴う積立金384万5,000円を財産管理費に、また、行政報告で申し上げましたように、町内の地域情報格差の解消や新たな情報基盤整備への課題に向けた取り組みといたしまして、新しいケーブルシステム整備に向けた基本設計の作成業務委託料47万3,000円を電算管理費にそれぞれ追加計上をいたしました。

一方、企画費におきましては、事業所の実績見込み等によりまして、地区活動支援等補助金445万5,000円を減額補正いたしております。また、それぞれの費目におきましても、各事業及び事務経費等の精査を行っておりまして、職員給を除く総務費全体では

８６１万円の追加計上となっております。

次に民生費でございますが、一般職員の会計間異動等に伴う事務経費の構成等により、社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金では９９６万１，０００円の減額、また、老人福祉費の老人保健医療事業特別会計繰出金で７２７万８，０００円、介護保険事業の介護保険事業特別会計繰出金では２，０６２万円それぞれ追加計上となっております。

児童福祉費の児童福祉総務費では、放課後児童対策事業である学童保育におきまして、近年増加傾向にある入所児童の対策として、児童会館増改築工事費３３万３，０００円を計上し、定員枠の拡大を図ろうとするものであります。

また、志和地区の旧ちどり保育所施設の撤去経費の２分の１に当たる３４４万４，０００円を、児童福祉協議会運営費補助金に追加計上いたしました。

さらに事業の精査等によりまして、児童措置費では、私立保育所の運営費１，７５８万５，０００円、児童手当費４００万円をそれぞれ追加計上いたしてございまして、また、母子福祉及び乳幼児医療費におきましても、医療費の追加分を補正計上をいたしてございます。

公立保育所費におきましては、運営費及び施設整備費並びにゼロ歳児保育事業に対応すべき経費につきまして所要の予算措置を行ってございまして、職員給を除き５６２万１，０００円の追加補正となっております。

次に衛生費でございますが、簡易水道事業特別会計への繰出金におきましても、一般職員の会計間の異動等によりまして１，２９４万３，０００円の追加補正を行っており、また、各事業におきましても、実績見込み等による精査を行い、職員給を除く衛生費全体で１，２４６万８，０００円の追加補正となっております。

次に労働費でございますが、労働諸費におきまして、地域の活性化や雇用機会創出のため、地域雇用創造推進事業を本年１２月から実施するに当たり、厚生労働省から委託を受けました、しまんと町地域雇用創造協議会の初期運営資金に対する貸付金として２００万円を新たに計上いたしました。なお、この貸付金につきましては、事業終了年度の平成２１年度には返還される予定でございます。

続きまして、農林水産業費についてご説明させていただきます。

まず、農業費における農業振興費といたしまして、県道拡張工事に係る桧生原婦人の家移転に伴い、桧生原地区が主体となって建築する集会所の建設補助金１，８５０万円、県の事業割り当て見込みにより、農業生産組合が主体となって江師地区に整備する野菜出荷施設等に対する補助５０８万７，０００円及び中山間活性化事業補助金として、燃油コス

トの低減と秀品率向上を図るハウス施設の整備補助金 855 万円をそれぞれ追加計上いたしました。さらに、町内に 3カ所ある道の駅の入り込み客の誘導と増加を図るため、国道等に道路標識を整備する工事費として 1,000 万円を新たに計上いたしております。

また農地費におきましても、新たに、ため池地震防災調査事業として委託料 200 万円を計上しましたほか、各事業の確定見込みにより精査等を行っております。

さらに林業費の林業振興費では、各事業の割り当て及び確定見込みによりまして、林業・木材産業構造改革事業補助金 1,258 万円を減額するとともに各事業の精査等を行っておりまして、町有林管理費におきましても事業費を精査して所要の予算措置を講じたところでございます。

商工費におきましては、事業の精査等による組みかえが主なものでございまして、職員給を除く総額で 188 万 4,000 円の追加計上となっております。

次に土木費でございますが、道路維持費につきましては、町道の維持補修工事費 350 万円を追加計上したほか、道路新設改良費におきましては、改良路線の進捗状況及び工程等の見直しにより組みかえ等精査を行っており、職員給を除く合計で 449 万 4,000 円の追加補正となっております。また、事業割り当て等により、がけ崩れ住家防災対策事業費に 805 万 7,000 円、住宅費の町営住宅修繕に 354 万 7,000 円等、それぞれ予算措置を講じております。各事業におきましても実績見込み等による精査を行い、職員給を除く土木費全体で 1,230 万 4,000 円の追加補正となっております。

続きまして、消防費におきましては、常備消防費における消防職員の人件費及び各事業の精査によりまして負担金 1,288 万円を、新しい県の総合防災情報システムの構築費 137 万 8,000 円を防災費にそれぞれ追加計上いたしております。

教育費におきましては、小学校・中学校の修繕及び施設整備工事費として、小学校及び中学校の管理費に 778 万 7,000 円を追加計上いたしました。また、それぞれの費目におきまして事業費及び事務費の見直し精査を行い、職員給を除く教育費全体では 1,320 万 1,000 円の追加計上となっております。

また、災害復旧費でございますが、農林水産施設及び公共土木施設における現年分の災害復旧事業費につきまして、本年度の事業割り当ての見込みによりまして所要の予算措置を行っておりまして、災害復旧費全体で 3,532 万 1,000 円の減額補正となっております。

以上が歳出予算の概要でございますが、これを賄う歳入といたしましては、第 1 表歳入

に記載のとおりとなっております、今回の補正後における普通交付税の留保的財源は4,316万2,000円となっております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ9,196万円の追加計上となっております、累計予算額は歳入歳出それぞれ133億7,547万6,000円となっております。

次に、債務負担行為の補正についてでございますが、認定農業者が本年度借り入れる農業経営基盤強化資金に対する利子補給事業分を、新たに第2表のとおり追加したところでございます。

また、地方債の補正についてでございますが、第3表に記載のとおり、限度額の変更を行うものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第90号 平成19年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、まず歳出の主なものを申し上げますと、職員給与費の減額等による一般管理費806万4,000円の減額、賦課徴収費30万6,000円、退職被保険者に係る保険給付費2,000万円、老人保健拠出金5,575万4,000円の増額、介護納付金1,502万8,000円の減額、基金積立金106万9,000円の増額が主なものでございます。

次に、これを賄う歳入でございますが、国民健康保険税179万1,000円、普通調整交付金2,326万5,000円、退職者療養給付費交付金2,774万6,000円、財産運用収入107万9,000円の増額、保険基盤安定繰入金の減額等による一般会計繰入金569万4,000円の減額、第三者行為による療養給付費585万円の増額、収支差額分の調整といたしまして、財政調整基金よりの繰入金426万7,000円を計上いたしております。この結果、歳入歳出それぞれ5,403万7,000円の増額となり、累計予算総額は29億6,630万1,000円となっております。

なお、この補正予算案につきまして、去る12月3日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第91号平成19年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般管理費の人件費等におきまして、人事委員会勧告によ

る給料表の改正と、また、実績見込みによる各種手当等の見直しを行い、３９６万１，０００円の減額をいたしております。

また、医業費で医薬材料費代として１２０万円の増額、酸素携帯ボンベ借上料を６０万円減額、給食費で７，０００円、基金積立金で１２万１，０００円の増額、予備費におきまして６０万８，０００円を減額いたしております。

歳入につきましては、財産運用収入で１２万円を増額するとともに、財政調整基金繰入金３９６万１，０００円を減額いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ３８４万１，０００円の減額となりまして、累計予算総額は２億８，８９８万１，０００円となっております。

次に、議案第９２号平成１９年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般管理費の人件費におきまして、人事委員会勧告による給料表の改正と、また、実績見込みによる各種手当等の見直しを行い、５１８万３，０００円の減額をいたしております。

歳入につきましては、基金運用利息１万３，０００円を増額するとともに、財政調整基金繰入金を５１９万６，０００円減額いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ５１８万３，０００円の減額となり、累計予算総額は２億２，５５４万９，０００円となっております。

続きまして、議案第９３号平成１９年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

本議案につきましても、議案第９２号と同様に人件費の措置を講じたものでございまして、総務費１９２万４，０００円を減額しようとするもので、それに伴い、歳入では一般会計から同額の繰入金１９２万４，０００円を減額し、累計予算額は９２３万３，０００円となったところでございます。

次に、議案第９４号平成１９年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般管理費の増額に伴い補正が必要となったところでございまして、まず歳出を申し上げますと、職員手当等の増額による一般管理費７２７万８，０００円を計上いたしております。一方、これを賄う歳入でございしますが、一般会計からの繰入金７２２万８，０００円を計上いたしております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ722万8,000円の増額となり、累計予算総額は33億1,380万3,000円となったところでございます。

続きまして、議案第95号平成19年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、本年度の事業実績に基づきまして、必要額を再検討した結果、主な補正内容といたしましては、保険給付費で不足が予想される居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費につきまして2,780万円の増額、地域支援事業では、介護予防事業費（包括支援事業）、任意事業費につきまして増額をいたしております。また事務費等につきましては、職員手当等の見直しのほか、現時点において本年度中の不用が確定いたしました国保連合会負担金50万円を減額いたしました。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ4,193万9,000円の増額となり、累計予算額は19億8,556万1,000円となっております。

次に、議案第96号平成19年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、総務管理費の人件費等におきまして、人事委員会勧告による給料表の改正と、また実績見込みによる各種手当等の見直しを行い、1,307万4,000円の増額、集金委託料30万円の減額を行っております。維持管理費におきましては、委託料156万1,000円の減額、修理用原材料費173万円の増額となっておりまして、歳出総額で1,294万3,000の増額となっております。これに伴い歳入におきましては、繰入金1,294万3,000円の増額措置をいたしております。

続きまして、議案第97号平成19年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、総務管理費の人件費等におきまして、人事委員会勧告による給料表の改正と、また、実績見込みによる各種手当等の見直しを行い、44万円の増額を行っております。また、維持管理費について修繕料39万9,000円、新規加入用配水管引込み柵工事請負費36万1,000円の計上を行い、歳出総額で120万円の増額を行っております。これに伴い歳入では繰入金120万円の増額措置をいたしております。

続きまして、議案第98号平成19年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、ふるさとの森づくり事業基金利息の増額と、それに伴い、

繰入金の減額を行ったものでございまして、歳入歳出それぞれ1万6,000円の増額となり、累計予算額は1,149万8,000円となっております。

次に、議案第99号平成19年度四万十町給与集中処理特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本特別会計は、一般会計及び各特別会計予算に計上しております、特別職・一般職員の給与等につきまして、事務の効率化を図るため一括して計上し、処理するものでございます。

今回の補正につきましては、高知県人事委員会勧告に基づき、若年層に限定した給料表の改正及び子等に係る扶養手当の引き上げを行ったこと、また、当初予算に減額計上しておりました職員給3%並びにそれに伴う共済費の復元、さらに育児休業及び心身の故障等により休職させた職員等の給料並びに各種手当共済費等の減額、また、実績見込みによる各種手当等の見直しが主なものでございます。

歳出におきましては、給料1,721万4,000円、共済費1,256万9,000円をそれぞれ追加、職員手当等につきましては4,889万円を減額いたしてございまして、差し引き1,910万7,000円の減額計上となっております。また、歳入におきましては、給与等引きかえ収入を同額減額計上いたしてございます。

次に、最後になりますが、議案第100号平成19年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容について申し上げますと、まず収益的支出のうち、原水及び浄水費では、手当、法定福利費合わせて25万8,000円を減額し、給料・賃金・薬品費合わせて132万5,000円の増額を行い、原水及び浄水費総額では106万7,000円増額するものでございます。

次に配水及び給水費でございしますが、手当5万7,000円を減額し、給料、法定福利費合わせて16万1,000円の増額を行い、配水及び給水費総額では10万4,000円増額するものでございます。

続いて総係費でございしますが、給料、手当、法定福利費、退職給与費合わせて134万2,000円減額するものでございます。

資本的収入のうち、企業債では上水道第7次拡張事業費の減額に伴い、建設改良事業債1億1,300万円の減額、企業債借換のため1億2,100万円の追加計上を行い、企業債総額では800万円の増額をするものでございます。

次に、固定資産売却代金でございますが、土地売却代金として１５万４，０００円を追加計上するものでございます。

資本的支出のうち上水道第７次拡張事業費では、事業規模の見直しを行ったことにより、工事請負費１億４８５万円の減額をするものでございます。

次に、企業債償還金でございますが、７％以上の企業債の繰上償還金１億２，１３２万８，０００円を追加計上するものでございます。

資本的支出が資本的収入に対して不足する額８，１６４万３，０００円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、減債基金及び建設改良積立金で補てんをしようとするものでございます。

以上、１２議案につきまして一括提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第８９号から議案第１００号までの１２議案につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査、研究をした後に後日改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８９号から議案第１００号までの１２議案につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査、研究をした後に後日改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２６ 請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております、請願・陳情文書表のとおりです。会議規則第９２条及び第９５条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前１１時０５分 散会